（別紙様式1）

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 ： 静岡県
農 業 委 員 会 名 ：御殿場市農業委員会

Ⅰ 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

（1）総会等の開催日・公開である旨の周知状況
（ア）周知している　　イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市ホームページに掲載 農業委員会窓口に掲示
改善措置	―
周知していない場合、その理由	―

（2）総会等の議事録の作製
（ア）作製している　　イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	事務局での調製期間:約1週間 次回会議時に、会長及び委員2名の署名をもらうため完成までの期間は約1ヶ月
改善措置	―

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

（3）議事録の内容
（ア）詳細なものを作製している　　イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	―

（4）議事録の公表
（ア）公表している　　イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局備え付け
改善措置	―

2　事務に関する点検

（1）　農地法第３条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　53　件、うち許可　53　件及び不許可　0　件）

<table>
<tr><td colspan="2">点検項目</td><td colspan="4">具体的な内容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">申請書類の確認を行うとともに、事務局職員及び農業委員が現地調査並びに申請者に聞き取りを実施している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">53　件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0　件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録に記載の上公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　－　日</td><td>処理期間(平均)</td><td>20　日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
</table>

（2）　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　46　件）

<table>
<tr><td colspan="2">点検項目</td><td colspan="4">具体的な内容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">申請書類の確認を行うとともに、事務局職員及び農業委員が現地調査並びに申請者に聞き取りを実施している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録に記載の上公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　－　日</td><td>処理期間(平均)</td><td>25　日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（3）　農業生産法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="6">農業生産法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農業生産法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農業生産法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農業生産法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>うち報告書を提出しなかった農業生産法人</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td>－</td></tr>
<tr><td></td><td>対応方針</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農業生産法人の状況について</td><td colspan="2">農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

（4）　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　　件</td><td>公表時期
平成　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:事務局備え付け</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　　件</td><td>取りまとめ時期
平成　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地基本台帳の整備</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>整備対象農地面積　2260　ha</td><td>整備方法:農地基本台帳システムを導入し整備</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新:相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等について随時更新</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

※農用地利用集積計画の決定

（1年間の処理件数:107件、うち決定107件）

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、必要に応じ事務職員で現地調査を実施している。
	是正措置	－
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	－
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。
	是正措置	－

Ⅱ　法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （平成26年3月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	2260　ha	12　ha	0.5 %
課　　題	水田生産調整に係る不作付地の一部に管理水準の低いものが見受けられるため、改善を図っていく必要がある。		

※　遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　平成２５年度の目標及び実績

目　　標①	実　　績②	達成状況（②／①×100）
7　ha	5　ha	71 %

※1　目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入
※2　実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3　２の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数（実数）		調査結果取りまとめ時期
		6月～7月	26　人		9月～10月
		調査方法	地区担当農業委員を中心とする一斉調査を行った上で、必要に応じ、事務局職員による再確認調査を行う。		
	遊休農地への指導	実施時期：11月～12月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数（実数）		調査結果取りまとめ時期
		6月～7月	26　人		9月～12月
		調査方法	地区担当農業委員を中心とする一斉調査を行った上で、必要に応じ、事務局職員による再確認調査。		
	遊休農地への指導	実施時期：8月～12月			
		指導件数：56　件	指導面積：5.8　ha		指導対象者：137　人
	遊休農地である旨の通知		件数：－　件	面積：－　ha	対象者：－　人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告		件数：－　件	面積：－　ha	対象者：－　人
	その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施			

※　その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4　評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成できなかったが5haの保全管理地が営農再開した。
活動に対する評価の案	農地としての利用が可能な土地から優先的に指導を行うとともに、貸借等の意志確認を行った農地の情報を担い手等に公開していく必要がある。

Ⅲ　促進等事務に関する評価

1　認定農業者等担い手の育成及び確保

（1）　現状及び課題

現　　状 （平成26年3月現在）	農家数	2176 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	76 戸	46 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	0 法人			
課　　題	農業生産者の高齢化や後継者不足が進行する中で、地域の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。また、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の育成も必要である。				

※　農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

（2）　平成２５年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目　　標 ①	3 経営	0 法人	0 団体
実　　績 ②	0 経営	0 法人	0 団体
達成状況 （②／①×100）	0%	%	%

※1　目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入
※2　実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

（3）　（2）の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、認定の推進活動を実施する。	－	－
活動実績	認定農業者の期間満了者の再認定を推進	－	－

（4）　評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	－	－
活動に対する評価の案	意欲のある農業者の更なる情報収集を行う。	－	－

2 担い手への農地の利用集積

（1） 現状及び課題

現状（平成26年3月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2260 ha	50 ha	2.21 %
課題	山間地や小規模、不整形な農地の中で、農業経営の安定化に向けた効率的な集積をする必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

（2） 平成２５年度の目標及び実績

目標①	実績②	達成状況（②／①×100）
7 ha	15.5 ha	220 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入
※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

（3） （2）の目標の達成に向けた活動

活動計画	主に基盤整備事業での集積
活動実績	担い手に対する広報活動を実施

（4） 評価の案

目標に対する評価の案	アンケート調査等を実施することで目標値の見直しが必要
活動に対する評価の案	広報活動が十分ではなかったので今後も広報活動が必要

3　違反転用への適正な対応

（1）　現状及び課題

現　　状 （平成26年3月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）	割合（B／A×100）
	2260 ha	1.4 ha	0.06 %
課　　題	違反が長期化した事案ほど改善に時間を要するため、違反転用の未然防止や早期発見に対する取り組みの強化が必要である。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

（2）　平成２５年度の目標及び実績

目　　標①	実　　績②	達成状況（②／①×100）
0.3 ha	0 ha	0 %

※1　目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入
※2　実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

（3）　（2）の目標の達成に向けた活動

活動計画	違反の改善に向け、関係機関と連携を取りながら是正指導を行う。併せて適正な転用手続きの周知を図り、新たな違反の発生防止に努める。
活動実績	広報誌にて違反転用防止に向けたPR記事を掲載。

（4）　評価の案

目標に対する評価の案	今年度は是正実績はなかった。
活動に対する評価の案	是正指導に向けた取り組みが十分でなかったので強化が必要。

※その他の促進等事務
　上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。